

犬の飼い方のルールや

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「第4 犬の飼養及び保管に関する基準」』に
犬の飼い方のルールが明記されています。

犬の飼い方のルール

放し飼いや散歩で放すことの禁止

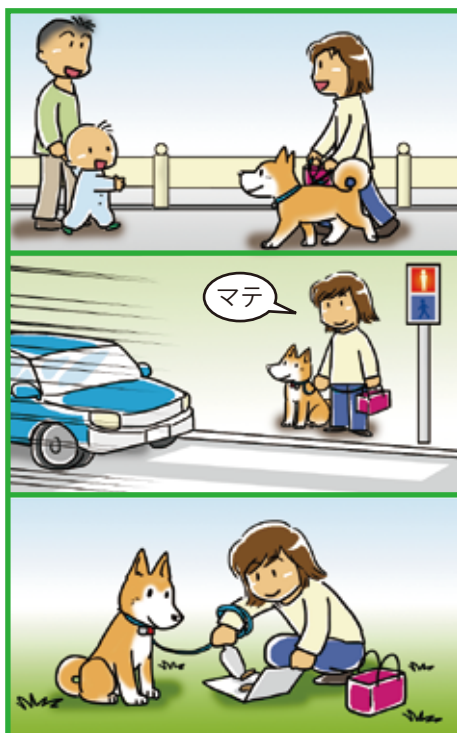
柵に囲まれた自己の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。

つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配る

つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。

周辺地域の住民や環境への配慮

鳴き声や毛の飛散、排泄物の放置などで地域に迷惑をかけてはいけません。



散歩のときの安全確保

散歩は必ずリードを付け、犬を制御できる人が行き、時間帯や場所に配慮しなくてはなりません。長すぎるリードでの散歩は、犬にも人にも危険です。

適正なしつけ

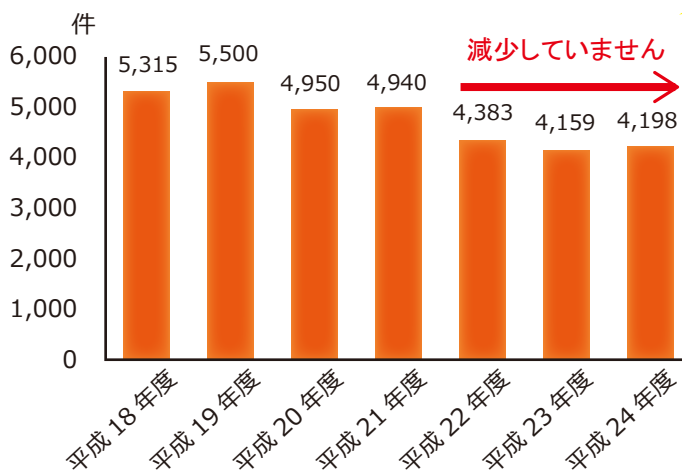
社会に受け入れられるようなしつけをし、特に制止(マテ)ができるようにしなくてはなりません。また、呼び戻し(オイデ)ができると、いざというときに役立ちます。

飼い犬の性質や特性を知る

飼い犬の性質や特性をよく理解し、事故を起こさないように注意しなくてはなりません。

犬による咬傷事故が毎年発生しています！

平成24年度 全国咬傷事故件数 **4,198件**



(※環境省調べ)

咬傷犬の飼い主はいるの？

飼い主不明 8%
野犬 2%

飼い主判明
90%

！
飼い犬(飼い主不明も含む)が全体の98%を占めています。飼い主が責任をもって飼うことで、咬傷事故の大部分を防ぐことができます。

飼い主一人ひとりがルールを守り周囲への配慮を行い、咬傷事故をなくしましょう！

マナーを守りましょう

「狂犬病予防法」により生後90日を経過した犬には
登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。

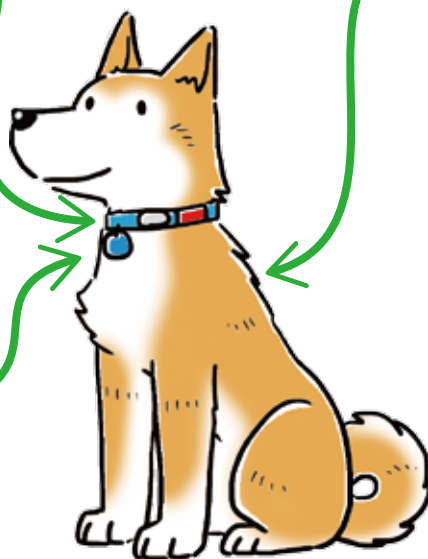
身元表示（所有明示）は 二重、三重の対策をとりましょう！

鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札は最初の登録時に1枚、狂犬病予防注射済票は、毎年の狂犬病予防注射の際に発行されます。鑑札と注射済票は、犬につけることが飼い主に義務付けられています。犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報漏れる心配がありません。

迷子札

連絡先を書いた迷子札を犬の首輪につけておけば、迷子になって保護されたときに、保護した人からの連絡が期待できます。

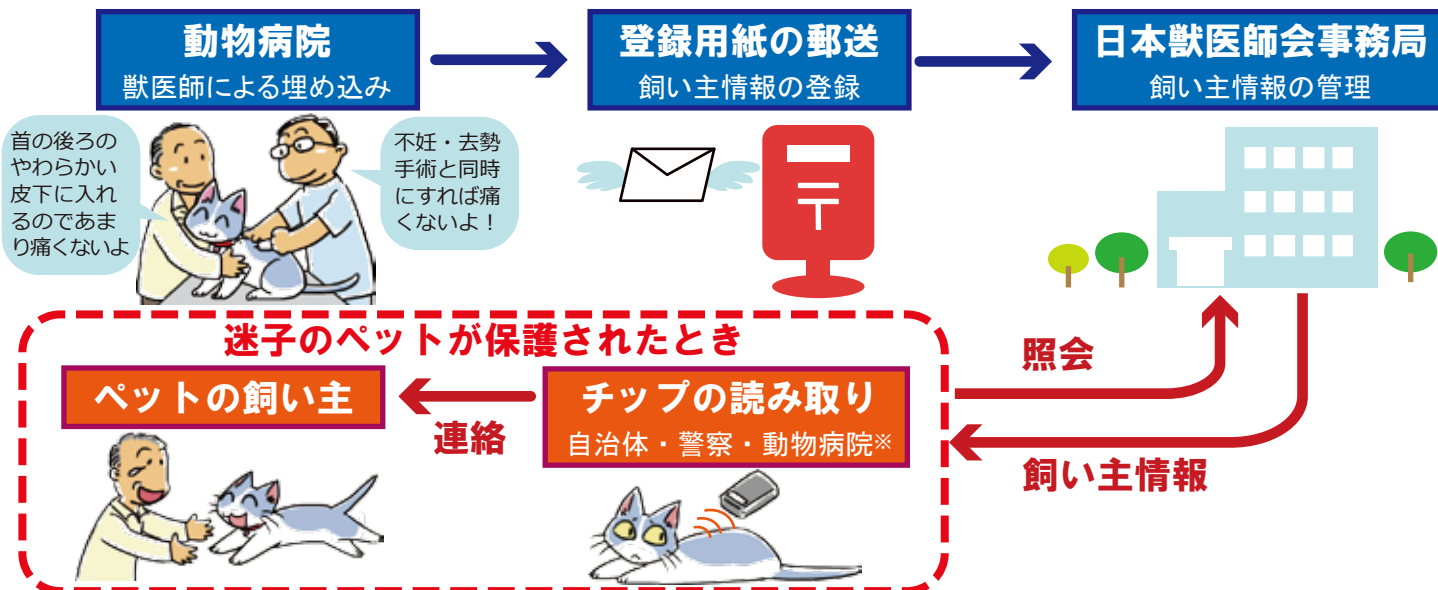


マイクロチップ

15桁の数字が記録されているチップを専用の注射器で動物の首の皮下に埋め込み、専用のリーダーで読み取ります。埋め込みは通常のワクチン注射とほぼ同じ方法です。チップは半永久的に読み取りが可能で、首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。チップに記載された数字に対応する飼い主の情報は、AIPO事務局がある日本獣医師会が管理しています。チップを埋め込むだけでなく、日本獣医師会事務局への飼い主情報の登録が必要です。

(公社) 日本獣医師会事務局
(日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口)
TEL : 03-3475-1695 FAX : 03-3475-1697
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

<マイクロチップの登録方法> ★住所や電話番号等の飼い主情報を変更したら、忘れずに更新しましょう！！



※検索用IDを取得している小動物臨床獣医師